

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営上のリスク管理が適切、相当の水準で実行できている状況下で生み出される「利益」こそが「株主」の期待するものであり、「企業は永遠」であるための必要十分条件と考えております。「公正さ」「公平さ」「迅速性」「適法性」「透明性」「情報開示力」等のキーワードを日々の業務の中で、全役職員に周知徹底し、具体的に組織運営を通じて実行された結果としての「利益」と「継続的な成長」をまさに株主は期待していると考えております。当社はこれに応える責務を負っていると認識しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【補充原則1-2-4】

当社は、当社の株主構成や企業規模等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームを利用しておりません。今後、株主構成等を斟酌しながら、実施の可否を検討してまいります。

##### 【補充原則4-1-2】

当社は、中長期的な事業環境・技術動向等の分析・予測を前提とした年度計画をもとに事業運営を行っており、中長期の経営戦略は決算短信に記載しておりますが、明確な数値目標等を掲げてはおりません。

今後、計数目標等を含む中期経営計画の策定を検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、当社事業の強化・拡充、ならびに当社の基本事業戦略の推進に貢献し、中長期的に当社企業価値・株式価値向上に資すると判断され、また、リスク・リターン等の観点からその保有リスクが許容されると判断される場合に、取引先の株式等を取得し保有するものとしております。また、当社は、毎年、取締役会にて政策保有株式について個々の株式の保有目的に合致しているか否かを確認するとともに、当該企業の将来見通し等を検証し、当社企業価値・株式価値向上に資するか否かを確認いたします。

なお、当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、上程された議案が当社の保有目的に合致しているか否か、また、当該企業価値・株式価値の向上に資するか否かを判断の上、政策保有株式に係る議決権を行使します。

##### 【補充原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引につきましては、法令及び社内規則により、事前に取締役会における承認を得ることとし、当該取引を実施した場合には、当該取引の状況等を定期的に取締役会に報告することとしております。

また、主要株主との取引につきましては、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様に、市場価格、原価率等を勘案して価格等を決定することとし、加えて、当該取引内容については、社内規則に従い稟議等により適切な承認手続きを得ることとしております。

##### 【基本原則3-1 情報開示の充実】

当社は、会社の意思決定の透明性・公平性確保の観点から、情報開示は重要な経営責務の一つであると考え、株主・投資家の皆様をはじめとする様々なステークホルダーに当社の経営に係る意思決定及び事業活動に対する理解を深めていただくために、適時適切な情報開示を行っております。経営成績や財務情報等に関する法令に基づく開示はもとより、当社が重要だと判断する非財務情報等につきましても、TD-NETや当社ホームページ等の各種情報伝達手段を活用の上、積極的に開示を行うことを情報開示の基本方針としております。

また、情報開示にあたっては、有価証券報告書や四半期報告書等の法定書類、事業報告や決算関連資料といった各種情報開示資料の作成において、可能な限り丁寧かつ分かり易く内容を記載するよう心掛けております。

なお、決算関連情報につきましては、将来の業績を予測するために必要となる受注情報等について、決算短信等に記載するなど情報開示を実施しております。また、サービス対象分野の売上高などについても開示することで、株主・投資家の皆様に当社に対する理解を深めていただくよう情報開示を心掛けております。

(1) 会社の経営の基本方針や中長期的な会社の経営戦略については、当社の決算短信等を通じ、適宜情報発信しております。

<http://www.veriserve.co.jp/ir/library/docs/index.html>

2018年3月期決算短信(日本基準)

(2) コーポレート・ガバナンス報告書や有価証券報告書等を通じ、適宜情報発信しております。

(3) 取締役の報酬の決定方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、取締役会にてその方針と手続を決定し、当社の事業規模や人材確保の観点等を勘案して、個人の実績及び会社業績ならびにグループ方針を総合的に加味して、常勤の取締役が協議の上、個別の額を決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会において、協議され決定しております。

(4) 取締役の選任と手続

経営陣幹部および取締役候補者については、当社の経営陣幹部又は取締役として必要な知識、経験及び実績を具備していること、取締役会で建設的な議論ができること、優れたマネジメント能力を有し、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること、業務執行取締役については分

掌分野に十分な知見を有すること等を基準に取締役会にて決定しています。

また、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員として専門的な知識、経験等を有し、客観的な見地で監査できること等を基準に、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定しています。

さらに、社外取締役候補者(含む監査等委員である取締役)の決定に当たっては、上記に加えて、企業経営やITサービス産業等に関する専門的かつ広範な知識を有していること等を主たる基準としております。

#### (5)取締役の選任理由

個々の取締役(監査等委員である取締役除く)候補者・監査等委員である取締役候補者の選任理由につきましては、「招集通知書」の株主総会の参考書類等に記載しております。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、執行と監督の分離の観点から、法令又は定款上、取締役会が決議しなければならない事項を除き、取締役会は、取締役等の業務執行の決定権を委任しています。具体的には、取締役会において取引の性質及び金額等を基準として決裁に係る社内規程を定め、重要な業務執行以外は、取締役等に決裁権限を付与しております。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続】

当社の事業規模、事業分野の種類及び各分野に関する専門性等を考慮し、取締役会メンバーの構成・規模を多様性に配慮しながら選任しております。選任手続き等につきましては、原則3-1をご参照ください。

#### 【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

取締役並び取締役候補者の重要な兼職の状況につきましては、株主総会に係る「招集通知書」の株主総会参考書類及び事業報告、並びに有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示を行っております。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、2018年3月時点の取締役全員に対し、当事業年度の取締役会を対象に取締役会の構成、運営等に関するアンケートを行い、その結果をもとに取締役会において議論の上、取締役会の実効性評価を実施いたしました。その結果、取締役会の構成、運営等に関し、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されていると判断しました。取締役会資料の事前配付のほか、当社事業に関する社外取締役の理解が深まるよう情報提供の拡充を進めるとともに、経営戦略に関する議論の更なる充実を図るなど、今後も継続的に、取締役会の実効性の分析・評価と併せて、取締役会実効性の更なる向上に資する施策を推進してまいります。

#### 【原則4-14-2 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、取締役がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また、就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、取締役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を提供する方針であります。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主・投資家の皆様との間で建設的な対話を積極的に行っております。

株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制としましては、取締役であるIR担当役員を置き、当該役員を中心に、当社の企業活動について適時適切に株主・投資家の皆様に対し情報開示を行うべく、社内の体制を構築するとともに、実際の対話にあたっては可能な限り、当該役員における株主・投資家の皆様との直接の対話を推進しております。

なお、株主・投資家の皆様との対話の際には、法令及び社内規程「内部者取引防止規程」の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SCSK株式会社	2,900,000	55.59
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	385,000	7.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	354,000	6.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	213,600	4.09
ベリサーブ従業員持株会	204,000	3.91
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカун ト ジエイピー アールデイ アイエス ジー エフイー - エイシー	51,760	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	49,500	0.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	37,600	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	29,800	0.57
高橋豊	24,661	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	SCSK株式会社 (上場:東京) (コード) 9719
補足説明	

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社であるSCSK株式会社及びその企業グループとの取引等に関しまして、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様に法令、社内規程・規則に基づき行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応します。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社等との関係については、以下のとおりであります。

#### (1) 当社株式

SCSK株式会社は当社株式の55.59%を保有する親会社であります。また、SCSK株式会社の親会社は、住友商事株式会社であり、SCSK株式会社が保有する当社株式を間接保有しております。

#### (2) 人的関係について

提出日現在、当社の役員8名のうち、親会社等からは取締役3名および取締役(監査等委員)1名を選任しておりますが、これは、個々人の知識、経験など総合的な能力を評価し、当社経営に貢献できるものと判断し当社が招聘しております。

親会社との間で想定される利益相反などの問題に対しては、法令に従い適法・適切に対応しており、当社独自の公正な経営判断を妨げるものではないものと判断しております。

#### (3) 取引について

SCSK株式会社との取引(2018年3月期)については以下のとおりであります。

会社等の名称: SCSK株式会社

取引内容・取引金額: 資金の預入れ 604,285千円

科目・期末残高: 関係会社預け金 4,217,116千円

(注) 資金の預入れの利率については、市場金利を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井川佳典	他の会社の出身者													
梶原岳男	公認会計士													
古川憲司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井川佳典				ITサービス業界において人事、経理部門を経て、米国に駐在し、帰国後ソリューション事業部門に長く携わり、その専門的かつ広範な知識をもとに、当社の検証サービス事業全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏とは、就任に伴い責任限定契約を締結しております。

梶原岳男		梶原公認会計士事務所 代表 中央経営コンサルティング株式会社 代表 取締役社長	公認会計士として、その豊富な専門知識や経験より、当社経営の意思決定等の適法性、健全性の充実に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社の関連当事者との利害関係は希薄であり、独立中立的な立場からの助言を得られると考え、独立役員にも合わせて選任しております。また、同氏とは、就任に伴い責任限定契約を締結しております。 なお、同氏の代表を務められる会計事務所等と特別な利害関係はありません。
古川憲司		株式会社CRI・ミドルウェア取締役会長	ITサービス業界、エンターテインメント業界に長年携わられており、また、会社経営者として企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験をもとに、当社の経営全般に対する監督と有益な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏が役員を務める株式会社CRI・ミドルウェアとは、特別な利害関係はありません。また、親会社グループでの勤務歴があるものの、グループから離れて10年以上経過しており、当社の関連当事者との利害関係は希薄であり、独立中立的な立場からの助言を得られると考え、独立役員にも合わせて選任しております。また、同氏とは、就任に伴い責任限定契約を締結しております。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、内部監査部門に属するもの2名が兼務にて配置し、監査等委員会の職務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しており、決算監査及び期中監査を通じて会計監査を受けております。監査終了後、監査講評会を開催し、取締役会、監査等委員会への報告を実施しております。加えて、重要な会計的課題等については、随時相談・検討を実施しております。

内部監査は、内部監査規程に基づき内部監査部門が定期的に各部門の業務監査を行っており、また会計監査人による監査講評会に出席しております。当事業年度末における内部監査部門は2名であります。

当該部門では、年度毎に監査計画を策定し、社内各部門に対して内部監査を実施しており、金融商品取引法に定められる「財務報告に係る内部統制」の各プロセスにおける独立的評価手続きを担い、経営者に報告を行っております。また、監査等委員会は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席等を行い、監査の効率化と質的向上を図っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を満たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度を導入してはありますが、過去に発行したストックオプションが行使期限を迎えたため、提出日現在、潜在株式はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2018年3月期における当社役員に対する報酬総額は、取締役(監査等委員を除く)6名に対し49,424千円、取締役(監査等委員)7名に対し28,560千円(内 社外取締役 4名 16,110千円)を支給しております。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記金額には、上記には、第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名、取締役(監査等委員)2名を含めております。

また、役員ごとの報酬等の総額で1億円以上を支給している役員はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、報酬等の限度額を株主総会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役それぞれについて決定いただいております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)については2016年6月開催の第15回定時株主総会において年額200百万円以内(社外取締役を含むただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

また監査等委員である取締役については同株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、取締役会にてその方針と手続きを決定し、当社の事業規模や人材確保の観点から、個人の業績及び会社業績ならびにグループ方針を総合的に加味して、常勤の取締役間で協議の上、個別の額を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会において、協議され決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

内部監査室を監査等委員会の直轄組織として位置づけ、監査等委員会事務局を行っています。また、人事部門、総務部門並びに財務・経理部門等のそれぞれのスタッフが適宜対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、2016年6月開催の第15回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

この移行は、社外取締役が過半数を占める「監査等委員」を有する監査等委員会設置会社となったことにより、経営者に対する取締役の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めることを目指したものです。

当社のガバナンス体制につきましては株主総会を頂点とし、取締役会、監査等委員会、会計監査人で構成されております。当該体制は、当社の事業規模等を勘案し採用しているもので、それぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するものと考えております。

当社では取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

提出日現在の当該体制の概要は添付の模式図をご参照ください。

#### 業務執行

業務執行につきましては、当社では、経営と業務執行を分離し、業務執行の迅速化を行い、コンプライアンスを強化すると共に、経営による監督機能の強化をすすめ、より柔軟な組織運営にあたることを目的として、執行役員制度を導入しております。業務執行にあたっては、次のような組織があります。

#### <取締役会>

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名及び監査等委員である取締役4名で構成されており、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の処分及び譲受、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに業務執行の監督を行っております。原則として、毎月1回の取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

#### <経営会議>

業務執行にかかわる運営については、経営会議を中心として運営しております。原則月1回、経営会議を開催しており、当社「稟議規程」等に基づく議案等について迅速かつ適切な審議を行っております。

#### <監査等委員会>

当社は監査等委員会を設置しており、取締役会による業務執行の監督及び監査等委員会による監査と監督を軸とする監査体制を構築しております。

当社の監査等委員会は、社外取締役3名を含む4名で構成され、監査等委員会が策定した計画に従って、取締役の業務執行状況を監査・監督するべく、業務活動の全般にわたり方針、計画、手続の妥当性、業務実施の有効性、法令及び社内規程遵守状況等につき、重要会議体への出席や重要な書類の閲覧などを通じ監査を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人から監査の方法と結果につき報告を受けるとともに、内部監査部門より業務監査の方法と結果についても報告を受け、財務報告及び業務執行状況の妥当性を確認いたします。

#### 監査・監督

監査・監督につきましては、監査等委員会、会計監査人および内部監査部門が実施いたします。取締役の業務執行の監査につきましては、監査等委員会が監督します。当該事項の実施状況につきましては、前述の1. 機関構成・組織運営等に係る事項の【監査等委員会】をご参照下さい。

#### 指名、報酬決定等

指名につきましては、取締役会において候補者を選出し、株主総会で決議いただきます。当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は定款の定めにより1年以内となっております。また、監査等委員である取締役の任期は定款の定めにより2年以内となっております。

また、業務執行を行う執行役員の指名につきましては取締役会において行われ、執行役員や事業部長等の指名につきましては、内規に従い、その役職に応じた決裁方法において、任命いたします。

報酬決定等につきましては、報酬等の限度額を株主総会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役、それぞれを分けて決定いただいております。詳細は、前述の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」の項をご参照下さい。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のガバナンス体制につきましては株主総会を頂点とし、取締役会、監査等委員会、会計監査人で構成されております。当該体制は、当社の事業規模等を勘案し採用しているもので、それぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送にも取り組む考えではありますが、現状、日程等を勘案すると早期発送には限界があります。当社においては、インターネット等による早期開示を行い、株主の方々が、従来よりも早く情報を入手できる環境用意しております。 なお、本年は6月1日に招集通知の早期発送を行うと共に、インターネットでの早期開示も合わせて行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	日本の多くの会社が3月決算であり、当社も3月決算であります。このため、株主総会の開催日が集中する可能性が高いものですが、当社では出来る限り集中日を回避した株主総会の開催をおこなっております。
電磁的方法による議決権の行使	現状の株主構成や企業規模等を勘案し、電磁的方法による議決権の行使は行っておりません。今後、株主構成等を斟酌しながら、実施の可否を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現状の株主構成や企業規模等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用は行っておりません。今後、株主構成等を斟酌しながら、実施の可否を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版の招集通知(サマリー)の提供を始めました。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに記載しております。	
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様への情報開示として、決算短信等の開示情報を、適宜、ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門にIR担当者を配置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する旨を明文化して、当社グループでは役員・社員に行動基準をカードにして配布し、周知させております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	高齢者雇用には率先して取組み、当社では「シニアテスター制度」として定期的に採用を進めております。また、災害備蓄品をフードバンクのNPO法人へ寄贈等を行う他、障がい者アスリートの活動の支援も行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時・適法・適正に情報開示する旨を明文化しディスクロージャーポリシーを定める他、役員・社員に行動基準をカードにして配布し、周知させております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法に対応した「内部統制システムに関する基本方針」を株式公開企業としてステークホルダーに対する社会的責任や法の趣旨に鑑み、2006年5月の取締役会において導入し、基本方針に基づき整備を進め、社会的な要請などに対応し、随時に見直しを行っております。

#### 1. 内部統制システムに関する基本方針

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令遵守がすべての企業活動の前提である旨を定める「ペリサーブグループ企業行動憲章」及び「ペリサーブグループ役員社員行動基準」を制定し、当社及び当社子会社の役員・使用人への周知徹底をすすめ、当該役員・使用人が法令及び定款を遵守するために必要なその他の関連規程類を整備し、その浸透・徹底を図る。
  - (2) 当社は、コンプライアンスに関する統括組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会の委員長は、当社のコンプライアンス態勢の整備に関する統括責任者としての責任と権限を持つ。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査等委員会へ報告する。
  - (3) コンプライアンス違反等が発生した場合に、迅速かつ適切な対応のできる体制をSCSKグループと連携のうえ整備する。また、コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「ヘルプライン」を設置・運用する。
  - (4) 役員・使用人へのコンプライアンス研修及び啓発を定期的実施する。また、定期的にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透度等につきモニタリングを行う。
  - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
  - (6) 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保の上、担当部門を設けて、十分な体制を整備して運用する。
  - (7) 監査等委員会は、当社及び子会社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、取締役会に対して改善策の策定を求めるものとする。
  - (8) 内部監査担当部門は独立的な立場で当社及び子会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善を促す。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」に従い、文書又は電磁媒体に記録して保存する。
- (2) 文書の保存、管理は、文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書保存年限表による。
- (3) 取締役は、「文書管理規程」に基づき、これら文書を常時閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 日常の業務執行については、「職務権限規程」に基づき、付与された権限の範囲内で事業の遂行にあたりリスクを管理する。経営上のリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長とする経営会議で行い取締役会に報告する。
- (2) 日常の業務執行にあたり、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護は重要な問題であり、当社規程として「機密情報管理規程」、「個人情報保護規程」並びにそれらに関連した規則を制定し、対応の徹底を行う。役員・使用人への研修及び啓発を実施し、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。
- (3) 内部者取引防止委員会を設置し、「内部者取引防止規程」を制定の上、役員・使用人による親会社、SCSKグループ、子会社及び取引先企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施し、積極的に啓発活動を行い、インサイダー取引の未然防止に努める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- (2) 取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
- (3) 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的(月次、四半期、半期、年間)に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

#### 5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) SCSKグループの横断的な会議体への出席を通じて、グループ間情報の共有化を図り、SCSKグループ並びに子会社間取引ルールを役員・使用人へ徹底して、グループ間取引の適正を確保する。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を適切に把握するため、経営全般に関する事項、経理財務に関する事項、金銭の支出に関する事項、その他重要事項について管理を行ない、また、同規程に定める重要事項について、事前又は事後直ちに報告すること又は承認を得ることを義務付ける。
- (3) 当社は、子会社を含むリスクの発生の防止およびリスク発生時の的確な対応を図るために、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理体制を構築し、また、リスク管理を統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク発生時には、当社及び子会社の損失を最小限にするための対策を立案し、実施する。
- (4) 当社は、子会社の自主的な経営を尊重し、「関係会社管理規程」において、子会社が経営等に関する重要事項について、当社に報告又は承認を得ることを定め、子会社にこれを義務付ける。また、毎月定期的に開催される子会社との会議において、経営方針、事業計画の確認等を行い、経営等に関する重要事項について事前に報告を求め、その検討を行なう。その他、子会社全体での規程類の内容を統一化、標準化し、一層の業務の適正化及び効率化を図る。
- (5) 当社は、「ペリサーブグループ企業行動憲章」及び「ペリサーブグループ役員社員行動基準」に基づき、子会社のコンプライアンス体制を確保する。また、子会社との間で監査協定書を締結し、子会社に対して定期又は必要に応じて監査を実施し、当社監査等委員会も、内部監査状況、会計監査人の意見を聴取するなどして、自らの判断にて監査を実施し、子会社の業務の適正を確保する。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人を配置するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容(組織、人数等)を調整し実施する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、職務遂行にあたっては取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指揮命令を排除し、独立した立場で、監査等委員会の指揮命令に基づき職務を遂行するとともに、監査等委員会からの指示内容等について、監査等委員会に対して守秘義務を負うものとする。
- (3) 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得て行うものとし、取締役(監査等委員

である取締役を除く。)からの独立を確保するものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、直接、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「ヘルプライン」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (2) 当社及び子会社は、「ヘルプライン」へ通報・相談した者並びに当社監査等委員会に直接、通報又は前項に定める内容を報告したことを理由に、その者に対して不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- (3) 当社及び子会社は、「ヘルプライン」又は当社監査等委員会に通報又は報告を行った者に対して不利益な取扱いを行わない旨を明文化し、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対し周知徹底する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査等委員会の職務執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員会は、社内での重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保する。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換の会合を行う。また必要に応じ会計監査人に報告を求める。
- (3) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士等外部専門家のアドバイスを求めることができる。
- (4) 当社は、監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

## 2. 内部統制システムの整備の状況

内部統制については、統制組織及び統制手段を相互に結びつけ内部統制が作用する仕組みを構築しております。また、2006年5月に「内部統制システムに関する基本方針」を定め、法令等の変更にあわせて、適宜変更し対応しております。

統制手段としては、社内規程・内規等の整備を図り、業務実施に際しての適正な管理等を行うとともに、監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門が監査を実施し、三様監査の体制を適切な水準に維持するよう努めております。

一方、ガバナンスが有効に機能し、透明性を確保していくために、当社では、監査等委員である取締役2名を独立役員に指名しております。

### 2-1. 内部監査及び監査等委員会の状況

内部監査は、内部監査規程に基づき内部監査部門が定期的に各部門の業務監査を行っており、また会計監査人による監査講習会に出席しております。当事業年度末における内部監査部門は2名であります。当該部門では、年度毎に監査計画を策定し、社内の各部門に対して内部監査を実施しております。また金融商品取引法に定められる「財務報告に係る内部統制」の各プロセスにおける独立的評価手続きを担い、経営者に報告を行っております。

また、監査等委員会は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講習会への出席等を行い、監査の効率化と質的向上を図っております。

### 2-2. 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しており、決算監査及び期中監査を通じて会計監査を受けております。

監査終了後、監査講習会を開催し、取締役会、監査等委員会への報告を実施しております。

加えて、重要な会計的課題等については、随時相談・検討を実施しております。

### 2-3. リスク・マネジメントへの取り組み状況

事業等のリスクにつきましては、法務部門が主管となり定期的に事業等のリスクを把握し、リスク・コンプライアンス委員会にはかり、リスクコントロールに努めております。また、内部者取引等を防止するため、当社は取締役会等で決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の関係規則により開示が要求される重要情報、並びに投資判断に影響を与えると思われる情報(決定事実に関する情報、決算に関する情報、発生事実に関する情報)などについては、適時・適切な開示活動に努めております。当該プロセスについては下記のようなプロセスであります。

当該情報は、その取扱について「機密情報管理規程」並びに「内部者取引防止規程」に基づき情報管理を徹底し、情報の漏洩を防止するとともに、問い合わせ責任者を情報取扱責任者として一元的に集約し、把握するように努めており、適宜必要な会議等に諮り、意思決定しております。

また、当該情報の開示に際しては、「公平」「公正」かつ「正確」な情報開示を「迅速」かつ「適法」に行うことを旨としており、必要に応じ適宜、会計監査人、顧問弁護士並びに当社を連結対象とする親会社及び主幹証券会社等より助言を受ける場合があります。

加えて、内部者取引防止委員会においては、役員による当社グループ及びSCKグループ企業、顧客企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施しているほか、積極的な啓発、教育を行い内部者取引の防止に努めております。

コンプライアンスに関連した具体的取り組みとして、当社グループの全役員、従業員に対して、当社グループ全体の法令遵守・企業倫理に関する統一基準を定めた「ペリサーブグループ企業行動憲章」「ペリサーブグループ役員社員行動基準」をあらためて制定しております。当社及び顧客企業の機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を目的に、規程の整備や機密情報管理委員会を設置し、規程等の整備や機密情報並びに個人情報の取扱方法等を徹底し、その教育・啓発を進めております。

また、法令及び企業倫理を徹底するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、実効性を確保するため、コンプライアンスに関連した問題が発生した場合、報告・情報を適切に収集できるように「ヘルプライン制度」を運用する等、不測の事態に迅速に対応できる体制の整備に努めております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」旨を、企業行動憲章及び役員社員行動基準に定め、反社会的勢力排除に関する規則において、当社の反社会的勢力の排除に関する具体的な基本方針を表明したうえで、その対応方針を明示し、反社会的勢力排除に関する対策の整備を行います。

具体的な反社会的勢力排除に関する取り組みといたしましては、新規取引先に関しては事前に、継続取引先に関しては定期的に反社会的勢力か否かの調査を行い、反社会的勢力に関する情報の一元管理・蓄積を行ってまいります。また、取引先との当社標準契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を定め、本条項に違反した場合、契約を無条件で解除できる旨を規定しております。

他方、自社株の日々の売買状況から不自然な動き等の監視や主幹証券会社等に市況動向などを確認するとともに、株主名簿管理人等からの情報を基に期末及び中間期末の株主の属性を収集し、反社会的勢力等の動向を定期的にチェックしております。反社会的勢力による不当要求

が発生した場合の対応部署は法務部門とし、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築しております。反社会的勢力の排除に関する取り組みは、今後も必要に応じ、警察等の外部機関のセミナーを受講する等、反社会的勢力による被害の防止に関する知識を深めつつ、継続的な見直しを行う予定です。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

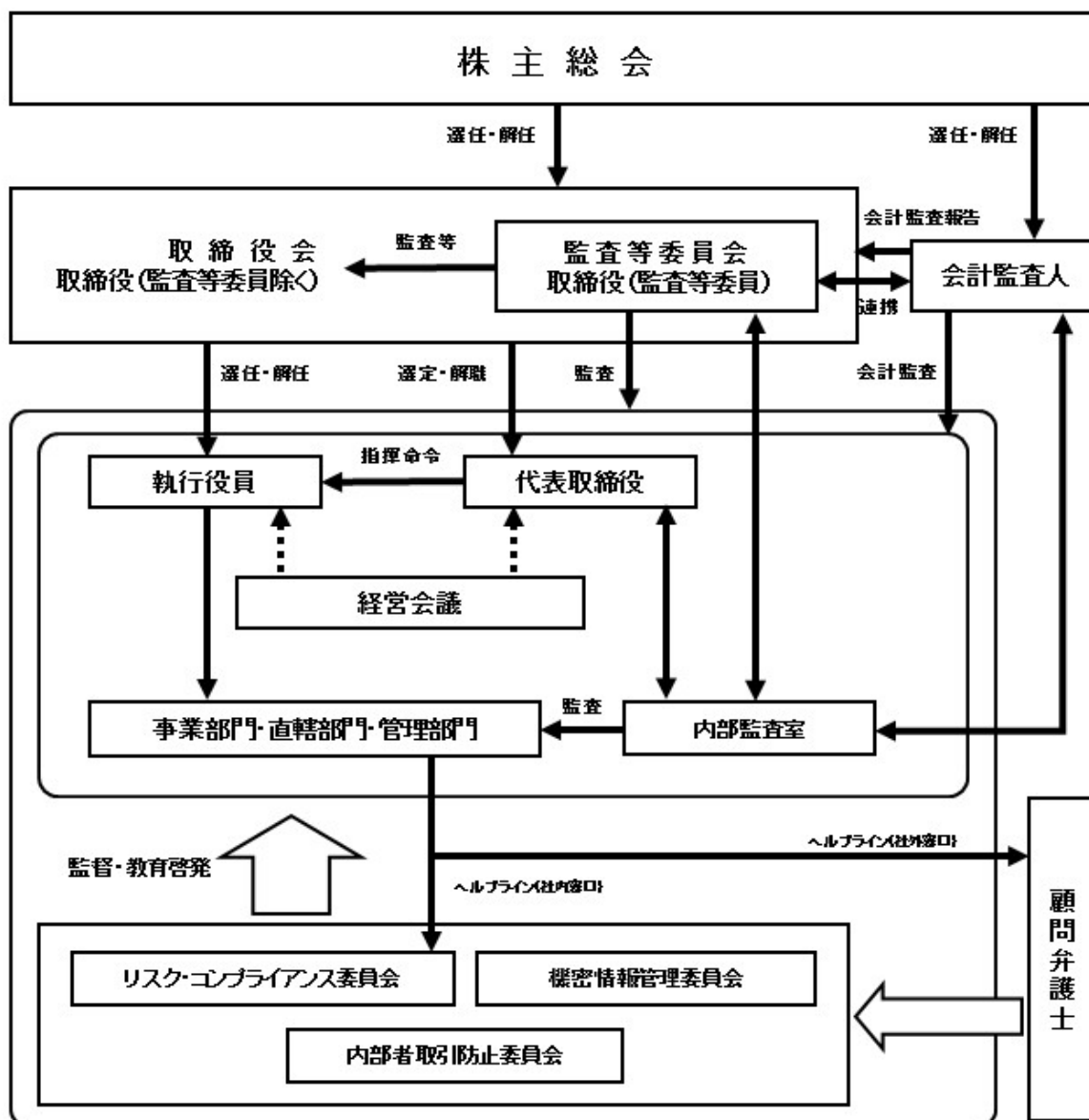
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<コーポレートガバナンス概念図>



<適時開示体制の概要図>

